

事務事業名	第三債務者対応事務	事務事業No.	60302000732	所属課	総務課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 民事執行法により、裁判所からの命令により行う事務である。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 特に意見要望はない。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

現 状 維 持		有 効 性		効 率 性		公 平 性	
評 価 項 目							
①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)							
結びついている		法令に基づく事務だが、適正に事務処理することは効率的な自治体運営に結びつく。					
②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)							
妥当である		対象が市から給与等を支払われている人であり、市が行うことは妥当である。					
③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)							
向上余地がない		法令に基づく事務であり、向上の余地はない。					
④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)							
影響有		法令に基づく事務であり、廃止・休止はできない。					
⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合)							
余地がない		他に類似事業はない。					
⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)							
削減余地がない		事業費はない。 人件費についても必要最低限であり、削減の余地はない。					
⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)							
公正・公平である		法令に基づく事務であり、受益者負担を伴うものではない。					

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性 (次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果				(2) 全体総括(振り返り、反省点)			
①目的妥当性	■ 適切	□ 見直し余地あり		令和3年度の事案は0件。			
②有効性	■ 適切	□ 見直し余地あり					
③効率性	■ 適切	□ 見直し余地あり					
④公平性	■ 適切	□ 見直し余地あり					
(3) 今後の事業の方向性							
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持				(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる			
(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)							
				コスト			
				削減	維持	増加	
成 果	向上維持			○			
	低下						
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策							
(6) 事務事業優先度評価結果							
成果優先度評価結果							◎

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価		(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)	
課長確認後の評価		確認欄	
A	A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	□	